

大網白里市支援会議設置要綱

(設置)

第1条 市は、複雑化又は複合化した課題を抱える者に対する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3第1項及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条第1項の規定により、大網白里市支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複雑化又は複合化した課題を抱える者に対する支援を図るために必要な情報交換
- (2) 複雑化又は複合化した課題を抱える者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、別表に掲げる関係課の長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、社会福祉課長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(支援会議の会議)

第5条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議は、非公開とする。
- 4 会長は、必要に応じ構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求め、意

見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(担当国会議)

第7条 支援会議は、第2条各号に掲げる事項を円滑に進めるため、担当国会議を置くことができる。

2 担当国会議は、別表に掲げる関係課の主査以上の職にある者をもって組織する。

3 担当国会議の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第3条及び第7条第2項)

社会福祉課
子育て支援課
高齢者支援課
健康増進課